

(6)離島国庫補助航路の概要

事業 者 航 路	項 目	航路キロ	航路回数	所要時分	運航開始年月
	鳥 羽 市(三重県) 鳥 羽 ～ 神 島	18. 0	5～15	鳥羽～神島 40 " ～坂手 10 " ～桃取 12 " ～菅島 22 " ～答志 33	昭和30年1月
	志摩マリンレジャー(株) (三重県) 和 具 ～ 賢 島	6. 7	9	25	昭和24年12月

<参考> 離島航路運営費等補助金の概要

区 分	内 容
補 助 の 根 拠	離島航路整備法(昭和27年法律第226号)に基づき、離島航路事業者に対し、毎年、予算の範囲内で、当該離島航路の維持を助成するための補助金を交付することができる。
補 助 の 目 的	離島航路の維持及び改善を図り、もって民生の安定及び向上に資する。
補助対象事業者	離島航路事業者であって、協議会又は都道府県若しくは市町村が協議会での議論を経て定めた生活交通確保維持改善計画に運航予定者として記載されている者
補 助 対 象 航 路	1. 離島振興法(昭和28年法律第72号)2条1項の規定により指定された離島振興対策実施地域又はこれに準ずる地域にかかる航路であること。 2. 本土と前項の地域又は前項の地域相互間を連絡する航路であり、かつ、他に交通機関がないか又は他の交通機関によることが著しく不便となること。 3. 当該航路において関係住民のほか、郵便・信書便又は生活必需品及び主要物資等を輸送していること。 4. その他、地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱に定める航路であること。